

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年8月3日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 葉王堂盛岡厨川店 盛岡市厨川五丁目28番6ほか
- 2 届出者の氏名又は名称 小林徳藏
- 3 盛岡市から聴取した意見の概要
駐車需要の充足等交通に係る事項
 - (1) 出入口1に設置計画のある「左右確認を喚起する看板」について、出庫車両の通行者確認の視界を遮る恐れがあるので、「駐車場法施行令」の基準により支障とならない位置に変更すること。
 - (2) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、車いすの使用者用駐車施設を2台以上設置すること。

なお、高齢者優先駐車施設を車いす使用者駐車施設と併用する場合は、その旨を表示すること。

備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。